

令和3年度（2021年度）

新川融雪槽機械警備業務

仕 様 書

札幌市建設局土木部道路設備課

新川融雪槽機械警備業務 仕様書

1 役務の概要

警備対象物に係わる火災・盗難・破損等の予防、早期発見とその拡大防止等を目的とし、施設の安全な運営に寄与する。

2 対象施設

住所：札幌市西区八軒9条西7丁目（新川水再生プラザ敷地内）

施設名：新川融雪槽

3 履行期間

令和3年(2021年)10月1日から令和8年(2026年)9月30日まで

4 業務時間

機械警備による24時間連続警備体制とする。

※業務期間満了に伴う機器撤去～据付期間を除く

5 用語の定義

- (1) 「業務主任」とは契約図書に定められた範囲内において、受託者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、当該役務の監督を行うことを委託者が指名した者をいう。
- (2) 「業務責任者」とは、役務を総合的に把握し、役務を円滑に実施するために業務主任との連絡調整を行う者で、受託者側の責任者をいう。

6 業務実施方法

N T T一般回線の利用による機械警備とする。

N T T一般回線については、対象施設に設置されている一般公衆回線の使用を認める。

なお、N T T一般回線の使用料は、委託者が負担することとする。

7 業務内容

- (1) 自動火災報知設備情報及び冠水情報の移報に関すること。
- (2) 盗難、破壊等の拡大防止に関すること。
- (3) 警備実施事項の報告に関すること。
- (4) その他、警備に付随する事項について、委託者と受託者の間で協議の上、取り決めた事項。

8 業務の体制について

受託者は、下記の内容による体制を確保すること。

(1) 業務責任者

業務遂行を指揮監督するための業務責任者を1人定めること。

なお、業務責任者は、受託者と直接常用雇用契約関係にある者とする。

(2) 緊急事態発生時の処置及び連絡

緊急事態が発生した場合は、「機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則第2条（北海道公安委員会規則第1号）」に基づき25分以内に対象施設に急行し、異常事態の確認をするとともに、事態の拡大防止に努めること。

また、他の施設と発報が重複した際にも同様に対応できる警備体制を整備すること。

異常事態を確認した場合は、関係機関に通報するとともに、委託者に報告すること。

9 警備機構

(1) 受託者の警備本部へ自動的に送信する異常事態の発報項目は、火災報知器作動、冠水警報（フロア室）及び防犯設備作動の3項目とする。

(2) 受託者は、自動的に送信された情報の全てを記録保存（6カ月間）しなければならない。

(3) 万一、警備期間中に機械警備システムが作動不能になった場合は、代替警備対策（夜間巡回、常駐等）を講じ、警備の万全を期すこと。

10 警備装置

- | | | |
|---------------------------|-----|-----|
| (1) 送信機 | ・・・ | 1台 |
| (2) 非常用電源 | ・・・ | 1台 |
| (3) 熱線センサー | ・・・ | 7個 |
| (4) 熱線センサ・ロングタイプ | ・・・ | 1個 |
| (5) マグネットセンサ | ・・・ | 6個 |
| (6) シャッターセンサ | ・・・ | 1個 |
| (7) 非接触タグ式リモコン装置又はカードリーダー | ・・・ | 1個 |
| (8) セキュリティタグ又はカード | ・・・ | 10枚 |

各装置それぞれ60カ月で償却とする。（設置費、機器費（受信センター機器含む）、撤去費、修繕費）

また、初年度の機器の設置および配管・配線工事および60カ月後の撤去工事は受託者が行う。

11 警備装置の保守点検

対象施設に設置された警備機器の機能については、3カ月に1回の保守点検を行い、機械警備システムが正常に作動するように努めなければならない。なお、これに要する費用は、受託者の負担とする。

12 警備員の身分証明

受託者は、警備員に対して常に所定の衣服を着用させるとともに、受託者が発行する身分証明書を携行させるものとする。

13 書類の提出

- (1) 業務計画書 1部 契約後、速やかに提出
 - ア 業務責任者等指定通知書、保険証等写し
 - イ 緊急連絡体制表
- (2) 機器操作マニュアル 1部 契約後、速やかに提出
- (3) 警備報告書
警備期間における警備状況、処理事項及び改善事項等を記録した警備報告書を作成し、翌月速やかに委託者へ1部提出するものとする。
- (4) 保守点検報告書
保守点検結果について、保守点検報告書を作成し、翌月速やかに委託者へ1部提出するものとする。
- (5) 完了届
前月分を、翌月速やかに委託者へ1部提出するものとする。ただし、3月分については当月31日提出とする。
- (6) 受託者は、前項(1)～(5)に示す書類・報告書のほか、委託者より指示のある書類提出を求められた場合は、これに従うこと。

14 その他

- (1) 業務に当たっては、従事者の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。
- (2) 受託者は、履行開始前に機材・人員等の必要な準備を行うものとする。また、受託者は履行期間満了或いは契約解除に伴う業務の終了に当たって、委託者及び次の受託者に対して必要な引継を行うとともに、業務開始準備に必要な協力をするものとする。
- (3) 業務期間満了に伴う機器撤去の際、次期業務期間開始までの間についても、警備の万全を期すこと。
- (4) 業務の履行について、受託者の責により委託者及び第三者に損害を及ぼした場合は、その賠償の責めを負うこととする。
- (5) 業務の履行に当たっては関係法令を遵守すること。

- (6) 受託者はエコドライブの推進に努めること。アイドリングストップ、ふんわりアクセルの実施、エアコンの使用抑制、暖機運転の短縮、必要のない荷物を降ろす等を心掛け、業務を実施すること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方協議の上、定めるものとする。